

雇用保険給付金 簡単まとめ表

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用保険給付金 簡単まとめ表

失業者の安定した生活を保障し、再就職活動を支援します。雇用保険には、4つの主要な給付があります。

求職者給付

- ・ **基本手当（失業保険）**：離職日以前2年間に被保険者期間が12か月以上あること（会社都合等の場合は1年間に6か月以上）、ハローワークで求職申込みを行い、就職意思と能力がある失業状態であること。給付日数は離職理由や被保険者期間等により変動（90日～360日）。
- ・ **傷病手当**：求職申込み後、15日以上病気やけがで働けなくなった場合に基本手当に代わって支給。

就職促進給付

再就職を支援し、再就職後の安定した就労を促進します。

- ・ **再就職手当**：基本手当受給資格者が安定した職業に再就職し、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上ある、1年以上の勤務が見込まれる等の要件を満たす場合に支給。
- ・ **就業促進定着手当**：再就職手当受給後6か月以上、離職前より低い賃金で雇用されている場合に、安定就労を支援するために支給。
- ・ **広域求職活動費**：ハローワークの紹介で、往復200km以上の遠隔地の求人に応募する際の交通費・宿泊費を支給。

雇用保険給付金 簡単まとめ表

教育訓練給付

労働者の主体的な能力開発を支援します。

・ **一般教育訓練給付金:** 厚生労働大臣指定の教育訓練を受講・修了した場合、教育訓練経費の20%（上限10万円）を支給。支給資格は雇用保険被保険者期間3年以上（初回支給の場合は1年以上）、前回支給から3年以上経過していること等。

・ **専門実践教育訓練給付金:** 厚生労働大臣指定の専門的な教育訓練を受講・修了した場合、教育訓練経費の50%（上限年間40万円、最長3年で120万円）を支給。支給資格は雇用保険被保険者期間3年以上（初回支給の場合は2年以上）、前回支給から3年以上経過していること等。資格取得で追加給付あり。

雇用継続給付

高齢者の就業促進や育児・介護休業を支援します。

・ **雇用継続給付・育児休業給付:** 1歳未満の子の育児休業取得に対し、休業開始前2年間に賃金支払基礎日が11日以上ある月が12か月以上ある等の要件を満たす場合に支給。支給額は休業開始から180日目までは給与日額の67%（上限あり）、180日経過後は50%（上限あり）。

・ **高齢雇用継続基本給付金:** 60歳以上65歳未満の被保険者で、60歳以後の賃金が60歳時点の75%未満に低下した場合に支給。被保険者期間が5年以上ある等の要件あり。